

「第 57 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和 8 年 6 月 8 日(月曜日) 19:00～21:35

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東

出席者：(滋 賀 県) 中田琵琶湖環境部長、中村参与、青山最終処分場特別対策室長、川端主幹、安達主査、廣瀬主査、瀧川主査、堺井主事、コンサル 2 名

(栗 東 市) 岩松環境経済部長、武田環境政策課長、川端課長補佐、山部主事

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 14 名

(県議会議員) 1 名

(市議会議員) 2 名

(傍 聴) 1 名

(報道機関) なし

(出席者数 32 名)

司会：すいません。定刻となりましたので、ただ今から第57回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の中田よりご挨拶を申し上げます。

部長：皆さま、こんばんは。

一同：こんばんは。

部長：夜分お疲れのところ、また雨によって足元の大変お悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。この4月から琵琶湖環境部長を務めさせていただいております中田でございます。この連絡協議会には初めての参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、旧RD最終処分場問題でございますが、大変長きにわたり住民の皆様方に多大なご不安、そしてご迷惑をおかけしてまいりました。これまでの経緯、またアーカイブにも目を通させていただきました。この問題の解決には、住民の皆様の安全を確保するということのもとより、皆さまとコミュニケーションをしっかりと図ることが何よりも大変であると認識したところでございます。

そうした意味におきましても、まずは皆さまとのお約束でございます対策工の有効性の確認、そして、その先の旧処分場の安定化に向けまして、環境モニタリングや水処理によりまして施設の維持管理に万全を期

してまいりたいというふうに考えてございます。こうした取り組みを皆さまのご理解をいただきながら、県としても栗東市さんと一緒になりまして引き続き責任を持って対応してまいりたいと考えてございます。

さて、本日は今年度最初の通算57回目の会議でございます。この協議会は皆さま方のご心配やご提言を直接お聞かせいただける、非常に重要な場でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日の内容でございますが、お手元の次第に記載しておりますとおり、大きな項目としては3点ございます。

1点目は旧処分場施設の維持管理の状況について、最近の現場写真をご覧いただきながら報告をさせていただきます。2点目は対策工事の有効性の確認について、まず昨年度第4回目のモニタリング結果についてご説明をさせていただきます。続いて、これまで進めてきました対策工事の有効性についても、皆さまのご意見を頂戴できればと存じます。3点目は遮水内部の安定化へのプロセスについてでございます。現在、旧処分場内は安定化に近い状況にございますが、このプロセスを確認いただきたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、これまでと同様、皆さまと情報を共有してしっかりとご意見を伺いながら旧処分場の安定化に向けて着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会：本日の司会進行は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の瀧川が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は今年度最初の会議になりますので、担当している県および栗東市の職員を順番に紹介させていただきます。まず青山管理監。

室長：はい。青山でございます。どうぞよろしくお願い致します。

司会：中村参与でございます。

参与：中村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

司会：川端主幹でございます。

主幹：化学職で技術を担当しております川端と申します。よろしくお願い致します。

司会：安達主査でございます。

主査：土木の技術職、土木の関係を担当しております安達です。よろしくお願いいたします。

司会：廣瀬主査でございます。

主査：化学の技術職で、廣瀬と申します。本年度からよろしくお願いいたします。

司会：堺井主事でございます。

主事：行政職の堺井と申します。よろしくお願いいたします。

司会：そして私、瀧川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、栗東市さまのほうからも自己紹介をお願いいたします。

（栗東市）：皆さん、改めましてこんばんは。栗東市環境経済部長の岩松豊広と申します。どうぞよろしくお願いいたします。また市政各般にわたりまして平素はさまざまなご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

（栗東市）：皆さん、こんばんは。環境政策課課長の武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（栗東市）：環境政策課課長補佐の川端でございます。市役所のほうの川端でございます。昨年度に引き続き、またよろしくお願いいたします。

（栗東市）：環境政策課の山部です。よろしくお願いいたします。

司会：また自治会の皆さまにおかれましても、赤坂、日吉が丘、栗東ニューハイツの自治会長さまが交代されているところです。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に3点お願いとお断りのほうをさせていただきます。

まず1点目ですが、ご意見やご質問などをしていただく際は挙手をしていただき、司会から指名させていただいた後にご発言をお願いいたします。

2点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆さまと県および市の意見交換の場ですので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。ただし、「5、その他」でご説明する対策工事の有効性確認後のモニタリング等のあり方については、

中浮気団地自治会さまにもご参加いただきます。

3点目ですが、会場の都合上、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。このため、議事の進行状況によりましては、途中でであっても次の議題に進めさせていただくことがございます。円滑な議事進行に努めて参りますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まずは次第。そして、資料1、第56回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果。資料2、維持管理の状況について。資料3-1、令和7年度第4回モニタリング調査結果について。資料3-2、対策工事の有効性について。資料4、遮水内部の安定化へのプロセスの状況について。資料5-1、モニタリングの見直しに対して寄せられた主な意見とそれに対する対応・考え方。最後に資料5-2、対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等について（案）になります。資料は全ておそろいでしょうか。会議の途中でも、資料の落丁等ございましたら事務局までお知らせください。また会議中は適宜前方のスクリーンで、お手元と同じ資料を表示しながら説明いたします。お手元の資料とスクリーンのほうをご覧ください。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。まず議事1、前回の開催結果について説明いたします。

主査：それでは、資料1のほう、前回の開催結果についてご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

前回の開催日が令和8年2月10日でございます。場所はここと同じ、栗東市コミュニティセンター治田東です。

主な質疑、ご意見について順番にご説明をいたします。まず1番、前回の開催結果についてでございます。こちらについては、特に意見等はございませんでした。

次に2番、令和7年度第3回モニタリング調査結果についてでございます。①「No. 1-1地点の鉛の分析結果は、井戸洗浄を実施していなかったから孔内の汚れが出てきたのか、水質計の詰まりを取るために使用した鉛の重りから出てきたのか」というご質問。あと、併せまして「平成23年度より前の分析結果は、今回とは別の状況だったのか」というご質問を頂戴いたしました。こちらにつきまして、「重りの可能性があると考えているが、しばらく井戸洗浄ができていない状況で、地質由来の鉛がたまった影響はあるかもしれない。平成23年度以降に鉛が不検出になったのは、アドバイザーのご意見により採水方法を変更した影響がある」と回答させていただきました。

続きまして、3番、維持管理の状況についてでございますが、こちらについては特に意見等はございませんでした。

続きまして、4番、アーカイブ総括編についてでございます。②「参

参考文献は、引用文献とは別で全体を執筆する上で参考にした文献を意味する。最後の参考文献は、その文中で引用したものとどういう分け方になっているのか」というご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、「ここで挙げている参考文献は、どちらかというと引用文献と表現するほうが正しいので表現を改めてさせていただく」と回答させていただきました。

続きまして、③「日吉が丘からアーカイブに関する意見を出している。これに対し、県なりに判断されて直されているところもあるし、こうすると言われているところもある。これらの議論について、12月に出した分等の議論がホームページに載っていない」というご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、「今いただいている意見は直接議論をさせていただく予定で、記述をどういう形にするか一定結論が出たら、ホームページのほうで掲載させていただく。また、個別にいただいた他の意見に関しても、ご相談させていただいて公開に支障なしということであれば、ホームページに出すようにする」と回答させていただきまして、後日、第56回旧RD最終処分場問題連絡協議会の資料等とともにホームページに掲載をさせていただいたところです。

続きまして、④、「後述の39ページに、硫化水素ガスの人体への影響というコラムが書かれている。そこまで読み進めていくと、4ページに書かれてある硫化水素の22,000ppmの流出の怖さが初めて分かるので、最初のほうで示していただけるとなぜこれが問題視されたのか、どういう危険性があったのかが分かりやすい」というご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、『はじめに』の内容については、今頂戴したご意見も踏まえて、もう少し加筆をしていかなければならないというところで考えています」と回答させていただき、「はじめに」の文章中に硫化水素ガスの簡単な説明とコラムの掲載場所というのを分かる形で追加させていただいております。

続きまして、5番でございます。5番の「その他」についてでございます。⑤のところですね。PFOSやPFOAを一回でいいから測ってほしい」というご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、「これまでもお答えしてきたとおり、滋賀県の河川において5年に1回、ローテーションで主要河川、環境基準点で測っている。そこで指針値を超えるということがあれば、その発生源調査なりを実施していくが、今、県の全河川、環境基準点において指針値を超えているという状況にはなく、どこが発生源かという状況ではない。安全安心の意味では、まず人の口に入る上水道のところでしっかり押さえるというのが国の統一した方針である。

また、PFASは液体クロマトグラフの質量分析計で分析をするが、分析において塩類濃度に影響を受ける物質で、下流側の地下水のように塩類濃度が高い状況だと測定した値が実際の濃度よりも高かったり、低かったりする。だから、値が出ても評価が難しい。今、分析方法については

研究が進んでいるところで、評価の仕方が確立できてから調査をしていくことが重要だと考えている」と回答させていただきました。

続きまして、⑥「今後、下流のホースパーク構想で地下水を利用する可能性が高いということなら、市と県で協力し合って、地下水の安全性を確保していったほしい」という意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、栗東市様のほうから「地下水をどのように使うかは今後考えていくことになるが、用途に応じ、基準を確認して使いたいと考えている」と回答いただきました。

続きまして、⑦、「旧RD最終処分場における対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応について」でございますが、こちらにつきましては、資料5-1のほうで質問と回答まとめているところでございます。資料5-1につきましては後ほどご説明いたしますので、この場では割愛をさせていただきます。

最後に、⑧、「滋賀県内の浄水場とかでPFASを恒常的にチェックしているのか。また、その基準は何かあるのか」という意見を頂戴いたしました。これにつきましては、「基本的に市町で調査をされており、指針値は50ng/Lで超過しているところはない。結果についてはホームページで公表されており、栗東市も調査をされている」と回答させていただきました。

以上で前回の開催結果の説明になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

住民：はい。

司会：赤坂自治会さん。

住民：PFOSのことですけど、5番のことですけれども、安全安心の意味では、まず人の口に入る上水道のところでしたらしっかり押さえるということですね。だけど、栗東市で、栗東市だけじゃなくて、下流域の草津までです。そこでは、私は農業してるんですけど、イチゴ作っていると、メロン作っていると、そんなであります。トマトも作ってはります。そういうところは地下水で作ってはります。その場合はどうなるんですか。PFOS、PFOAの問題はどうなんですか。いろいろ文献調べましたけど、ああいう物質は植物が吸いやすい、吸収しやすい物質であるを書いてあります。そして、蓄積もされると書いてる。そこら辺についてどう考えられるか、お聞かせいただきたい。

主幹：すみません。こちら、農業部署というところではないので、近いところ

で回答させていただくということなるんですけれども、今、内閣府の食品安全衛生委員会のほうが行ったPFAS評価につきまして、こちらの内容確認させていただいてるんですけれども、一定人間に対する健康被害は確認されなかったと。ただ、動物実験をされているところで体重が減少しているところを根拠に、耐容一日摂取量というところを定められています。農業方面では、そちらから、関係から見ていくということになるんですけれども、地下水については、環境省が水道方面から1リットル当たり50ナノグラムということで設定をしておりますので、今、そのイチゴのところをおっしゃっていただいたと思うのですが、この耐容一日摂取量というところをベース、実験動物の体重が少し減ってきたということ根拠に定められてるというところで、それを基にいろいろ農水省のほうでも対応されてるというふうに考えられるところだと思います。

住民：すみません。申し訳ないけど、聞き取りがものすごく難しいので、何をおっしゃったのか、ちょっと分からんところもあるんですけども、要は私の言うてんのは、やはりイチゴにしたって、トマトにしたって、蓄積されていって、それで最終的に食べるん人間なんです。地下水を調べてない。そして、私が調べてくれって言ったけど、では、その調べる前職員からそこら辺はどのように聞いておられますか。検討すると言われたんですけども、部長からも検討すると言われましたね、前は、前の部長さんから。そこら辺がどのように聞いておられるんですか、今の部長さんなり、室長さんなり。そこら辺聞かして。

主幹：今、担当としてのお答えは前回の開催結果のとおりというところで、質量分析計で分析をさせていただくところになるんですけれども、その際、やはり旧処分場の下流側というのは塩類濃度高いというようなところで、その塩類によって、分析のところその数値が実際水の中にある濃度よりも高く出たり、低く出たりというところがございます。だから、そういうところもございますので、一定その分析方法については、国の研究機関等で研究が進んでいるところですので、その状況を十分知見として調査させていただいた上で、どういうことができるのかというところを順次見ていきたいというふうに考えているところです。

住民：地下水で、じゃ、把握してるんですか。例えばイチゴ農園なり、そういうところを、地下水使われてる地下水の中にPFOS、PFOAがどんだけ入ってるんか調べてるんですか。

主幹：そこで使われてる地下水については、分析はしていないというところだと思います。

住民：ということは分からないじゃないですか、何も。

主幹：ただ、やはりこれだけPFASという物質はいろんなところで使われてきた物質であり、なかなか分解しにくいところ、分解しにくい物質というところがあると思います。ですので、全くないというところではないというところだと思うんですけども、その対策なかなか難しいところもあるので、今は国としては飲み口というところで基準を設けておられて規制をされてるというところで考えております。

住民：公共用水域の中には地下水は入ってますか。

主幹：公共用水域のところ、今、見られてるところでいうと、少しお待ちください。

住民：本では、入ってるようなニュアンスで書かれてるんですよ。ちょっとずれるかもしれませんが、中浮気の〇〇さんが自費でK1、それと、K1とどれやったけな、調べておられるんですけど、それ出てる数値が820とかいう数値なんです。基準を50という値にした時に、820とか810とか出てるんですよ。じゃ、これ16.4倍、16.2倍ですよ。基準の、地下水でこれ出てるわけです。私が調べてくれ言うてても、県は何を調べてくれたんか。住民が自費で調べたんです。これをどう思ってますか。

主幹：そこについては、ちょっと先ほど説明をさせていただいたとおり、やはりPFAS分析するための環境条件というのが一つ重要なところだと思います。

住民：その環境条件というのは何ですか。

主幹：要するに恐らく今、基準として設けられているのが飲料用水基準というところですので、やはり飲料水の水質をある程度想定された分析方法になっていると思います。ですので、例えば今の旧処分場周辺で採った時に、下流側というのはやはり塩類濃度と共存の有機物質が多いというふうに想定される場所ではあるんですけども、そういった物質が質量分析計で分析する時に、やはりそのシグナルを高く出したり、低く出したりするということで、正確な値が出てこないというところが考えられます。そうすると、実際、そのご不安にお応えさせていただけるような数値をこちらで出せるかといった時に、それはいまだその分析方法の内容としてはまだ難しいというところになると思いますので、そういうと。

住民：私が調べた中では、そんなこと書いてませんでした。それに対して超純水、僕らも昔RO水と言うてたんやけども、その、その中にPFOSが絶対入ってないってこと、それが絶対入ってないことが条件やということは書いてましたけども、その環境中に入っている塩分についてのことは、注意書きには出てこなかったわけです。だいたい調べた。だから、そんなことばかり言うてんと、なぜ調べないのか。

主幹：今お話しさせていただいたとおりです。だから、今、評価として設定されてるのがやっぱり飲み口の基準というところですので、それをきちんと。

住民：何も調べもせんと、そんな講釈ばかり言うてたら私ら安心でけへん。一体どんだけ出たんのや。これ自費で調べられたんです。16.2倍、16.4倍ですよ。

主幹：それ、おっしゃっていただいてるご不安というのは十分承知をしているところ。

住民：じゃ、この、これは、データは信用でけんという意味ですか。

主幹：信用できるとこれとは、今、実際それを分析している分析方法自体が水道水、要するに飲む時の地下水の水質を分析する際の水質を想定して前処理等はされているというふうに理解をしています。やはり、その最終処分。

住民：ちょっとごめん。何言うてつか、さっぱり分からへん。

主幹：すいません。ちょっと難しいお話で申し訳ないと思います。

住民：EUなんか、20種類以上のPFASをトータルで規制をかけてる。アメリカでは基準やったら4です。そんなんから考えたら、今のそんなちょっとした誤差ぐらい大した問題じゃないんすか。

主幹：でも、今おっしゃっていただいた。

住民：それよりもちゃんと現状を調べて、現状把握することが一番じゃないんですか。

主幹：そのために。

住民：そして、そのための安全策を講じるなり、そっちのほうが大事じゃないですか。

主幹：そのためきちっと評価するための値を出すための分析方法、前処理、両方併せて適切にできるかどうかというところが、今やはり。

住民：いつになるんですか、それは。

主幹：そこが今、調査、研究されているところです。

住民：だから研究がいつ終わるんですか。

主幹：そこは。

住民：じゃ、これ私ら、この会議開いてるけども、いつまで私らこれできますのか。

主幹：だからこそ。

住民：結構みんな年齢が上がってきてんね、あんたらは若いやろけど。

主幹：むしろ私たちがずっと影響を受けるというところもあります。

住民：私ら、今まで大体二十何年かかってんねん。

主幹：そういう意味でいうと、私も、もうこれから長い間影響していくものだと思っているので、そのご不安というのは十分承知しておるところなんですけども、やはり評価をするというところであると、やっぱり適切な分析方法取っていかないといけないというところがあるんで、適切な前処理をしていかないといけないというところが。

住民：すいません。もうこの方の話聞いてたら、もうしないことを前提にした話しかしてないんですよ。部長さんとか室長さんは、どのように考えておられるのか、そちらを聞かせてください。

室長：はい。ありがとうございます。やはりちょっと今の技術的、科学的に今、主幹のほうで申し上げたようにやっぱり限界があるんです。ですので、どうしても測定をしようとする、このナノというレベルになってきますと、その物質を抽出するというのは非常に、極端に言えば非常に水質

がきれいな水からそれを測定するってことは一定できるんですけども、この処分場の周辺にあるような地下水のような、先ほど言いました塩類濃度の高いような水からはなかなかそれを測定することが難しい。これは、申し訳ないですけど、技術的に、科学的になかなかそこは難しいのが現状です。

ですので、それが国でも、試験研究機関なんかでも、その研究が進められておりますので、私どもとしても決して測定をしないと言ってるわけではないんですけども、測定をする手立てが今ないというのが現状なんです。

住民：じゃ、手立てがないのに、この日吉さんがやってくれはる、手立てがないのに、これやってくれはったんですか。

室長：その結果がどういう測定の仕方に出されたのかって、私ども詳しくは承知はしてないんで、何とも申し上げられないんですけども。

住民：ちゃんとした証明書出したはんにゃから。

室長：それをどういう形で、どういう意味で証明もされたのかは、少しそこはもう少しお聞きしなければいけないんですけども、ただ、先ほど申し上げたように、やはり水道水という非常に一定処理がされた水でないと、そこは技術的にできないということですので、私どもとしてもできる技術が確立された上で当然そこは測定していきたいと思います。

住民：分かりました。ということは、汚い水やと認めてるわけですね。

室長：汚い水というわけではなくって、いわゆる飲めるような状態まで処理がされた水というのが、今のこの環境省なりが示されている基準ということになってきますので、そういう意味で、その技術がもう少し、いわゆる一般のその地下水というだけでも。

住民：いや、公共用水域ですよ。公共用水域。公共水や。

室長：はい。公共用水域でもいろんな河川もありますし、いろんな基準ありますので、ただ、その中でもPFOS、PF0Aがしっかり測定できる水ってのは飲料水、飲料用に一定処理された、浄水された水という前提で検査基準がございますので、引き続き、そこは、そういう、一般のそういう地下水なんかも測れるような技術がこれから確立されていけば、当然測定していきたいと思います。

住民：処分場からのところも調べてますよ、今現在。テレビやらにも出てますよ。それ否定されてるわけか。そういうことですか。マイクがちょっと外れました。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：前回、青山室長にお出会いした時にも申し上げたことなんですけれども、環境NPOが産業廃棄物処分場からのこのPFOS、PFOAの汚染問題に対して申し入れをしてますよね。それに対して、環境省の方針がどのように出てるのか。今回の事案に関して、滋賀県として環境省に問い合わせた結果について教えていただけますか。

室長：すいません。お待たせしました。環境省のほうから、その関係する住民さんからの問い合わせに対しての答えという意味で、いわゆるその処分場のような排水含まれる、そういうPFAS等については、結論から言いますと、まだなかなか、その知見がまだまだ十分集まっていないという状況のようです。ですので、その調査結果とかみたいなのは、これからその実証事業も含めて、今、国としても知見の集積を進めてるといような段階だと環境省としてもお答えをされてるところです。

住民：ならば、知見を集積すべきだと思うので、〇〇さんがおっしゃるように、今回のRD処分場の知見を調査しない理由はないと思うんだけど。

室長：そうですね。ですので、私どもでも一つの知見として精査し、また提供もしていきたいと思います。ですので、そういうものの集めていって、そういった測定ができる技術というものを県としても研究を進められるよう協力しながら情報共有してまいります。

住民：ということは、今後調査をしていくことを検討したいということでしょうか。

室長：はい。調査の手法も含めて検討していきたいと思ってます。

住民：〇〇さん、そういうところでよろしいでしょうか。

住民：それが、問題はいつまでかかんのですかって、期間ですよ。まだや、まだや言うて、3年も5年もほっとかれたら、そしたら、だんだん。それはあかんわね。そしたらどうすんのかってことやね。だって今まででも、僕だいが待ってるんですよ、何年もね。

室長：早くそういうものがしっかり確立できればと私も思いますけれども、
すいません、いつになったらできるかっていうのは正直私も分からない
というところです。申し訳ないですけども。

住民：じゃ、ちょっと教えていただければ。今は技術的に難しいというように
理解したらいいですか。今の状況だと技術的に難しいという、そういう
ような理解でよろしいのか。

室長：そうです。

住民：する、せんとかいうことじゃなしに、技術的に難しいという理解でよろ
しいのかな。

室長：はい。そのように理解していただいて結構です。

住民：そしたら、この分析結果は何やねん。ねっ、おかしいやね。こんな。こ
んなんしませんで、そんなんやったら。

主幹：なので、それは飲み水を対象にした時の前処理の分析方法を取られてい
るところなんです。なので、こういう今、旧処分場下流側の塩類
濃度状況を勘案した時の前処理と、あと、分析方法ではないかもしれな
いというところです。

住民：今、〇〇さんが差し支えなかったら、コピー渡したげてください。

司会：日吉が丘さん。

住民：ちょっとこの話、長くなると思うんですけど、もし長くなったら後から
またしてもうたええとは思うんですけども、ちょっと今感じたのは、
水道水とかはちゃんと調べてますとか、そういう、なかったとかいう発
表とかはあるみたいなんですけども、そしたら地下水どうなんかと。

今〇〇さん言わはったように、野菜作ったりとか何やかんやしてると
ころは、その範囲外になりますかね。それをどう考えるかというのは、
どう考えたらええんかというのは、どうなんですかね。そういう何か指
針とか、国から出てたりするんですかね。だから、そういうことについ
ても、やっぱり野菜作ってる方は心配やろし、この数字が八百なんぼ出
てるいうけど、50が基準で、アメリカ行ったら、もっと少ないという話
も聞いているし、私ら細かいこと分からないんですけども、怪しいなとい
うところはやっぱりこれからどんどん進めていっていただきたいなと。

これ、県だけで考えてても話通らんので、国のほうもちゃんと指針出

して、それに従っておんなじ基準でおんなじように測って、それで発表するということが必要やと思うんで、それで技術的に難しいとおっしゃってるんじゃないかなって私なりに今思ったんですけどね。

だから、ある機関が、日吉さんですか、ある程度こうして測って水位出してはるんやから、これをどう考えるかという。これ基準と違うから無視しますっていうわけにもいかんと思うんですよ。やから、できるだけ早く解決していただけたらなと思います。

主幹：日吉が丘さんが言っていたアメリカの状況でいいますと、よろしいですか。

住民：日吉が丘さんか。

主幹：日吉が丘さんがおっしゃられたアメリカの状況といいますと、アメリカにも食品安全委員会、AS。

住民：そんな細かいこと、よう分からへん。

主幹：よろしいですか。

住民：そういうふうに聞いているだけの話で、確かそんなことやったと思いますけども。

主幹：アメリカの状況もまたこちらでは調査し、把握しているところなので、そこは順次測定できないかというところは、資料収集等、順次進めているところです。

住民：ちょっと申し訳ない。あまりに正確に今聞き取れへんし、私言うてんのも、そういう話を聞いたしということで、漠然とした話で、要は不安があるぞと。だから、その辺をしっかりと県のほうでも、専門家もおられると思うんで、コンサルさんも、また科学者もいたはるし、全部集めて知恵出していただいて、早く解決していただけたらなと思ったんです。

司会：すいません。ご質問いただいているところ、大変恐れ入りますが、時間の都合もありますので、いったんここでちょっと質疑のほう中断しまして、次の議題のほうに進めさせていただきたいと思います。その後、お時間のほうありましたら、ただ今の質疑の続きをお聞きしたいと思います。

恐れ入りますが、ただ今から議事2、維持管理の状況について、ご説明のほうさせていただきます。

主査：それでは、維持管理の状況について説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

スライドの1ページ目になるんですけども、こちら、ドローンで撮影しました。5月18日に撮影しております旧処分場の状況になっております。場所としては、西側市道付近からの上空から撮影しております。

次のスライドになりますけども、こちら少し移動しまして、北尾団地付近の上空から撮影したというものになってございます。特に先ほどの写真とも併せまして、特に何か壊れてるというか、そういったような状況ではないということで、今現在、良好な状態で維持管理できてるのかなというふうに考えております。また、シートのほう毎年張り替えの工事をしているところではありますけども、昨年度にも実施しております、具体的には薄緑色のところのシート新しくなってるということになってございます。

次のスライドに行きまして、引き続き現地の状況になるんですけども、こちらは4月13日、点検の際に撮影したものでございます。バイパス側の状況ということになっております。

次に行きます。続いて、こちら西側市道付近の状況になってございます。

次に行きます。次が調整池の付近ということで、調整池の水の水位では大体いつもこれぐらいかなという感じでなっております。

次のスライドに行きます。次が上部の平面部分の状況になっております。だいぶ緑に覆われてきて、裸地がなくなってるという状況です。これ4月なんですけども、今はもっと雑草が生えつつあるような感じで、少し現状が違うようにはなっておりますが、特に他に問題はないかなというふうに考えております。

次のスライドになるんですけども、こちらが年1回、外部の専門家によって調査のほう、点検依頼させていただいております。今回の点検におきましては、たちまち重大な事象というのは指摘ございませんでした。

これを踏まえて表の説明をちょっと細かいですけども、させていただきますと、評価のレベルとしては3段階ございまして、補修が必要、補修が望ましい、経過観察が必要の3段階で評価をしています。今回につきましては、補修が必要という箇所はございませんでした。補修が望ましいという箇所につきましては幾つか指摘いただいておりますので、その説明のほうさせていただきます。

基本的には内容は軽微なものであったということで報告を受けて、対処のほうはすぐしているという状況ですので、一応全て手直しは終わっているという状況でございます。

また、経過観察が必要という部分もございまして、こちらのほうも必要に応じて直したり、日々ちょっと気にして見てみたりというようなことをしてるというところでございます。

まず、この1枚目の表はキャッピングシートということで、法面に張ってるシートのところの点検の項目になるんですけども、こちらのほう何カ所か赤字ということで、補修が望ましいとの指摘を受けております。内容としましては、シートの劣化、また継ぎ目に張ってる補修テープが外れてるなどといったものになってございます。

詳しい写真は後ほど出すんですけども、このような軽微な破損につきましては、都度補修テープを張る等の処置を職員が直営でやっているとこのところでございます。シート自体も、繰り返しになりますが、順次新しいもの、耐久性の高いものに替えていってるというところで、更新済みの部分について指摘を受けるということはないというふうに考えております。

また、天端の覆土部分に水たまりがあるという指摘もございまして、深刻な感じではないですが、場所によっては少しぬかるんでるところが雨が降った後などはあるという状況でございます。土のうを置いたりして流れを調整して、できるだけたまらないようにというふうな対応を今のところしてるところです。深刻な状況ではないので、今のところ、この対応でよいのかなというふうに考えております。

次のスライドに行きます。こちらキャッピングシートの内容ということで、内容としましては先ほどの説明と一緒にしております。

次に参ります。指摘があった箇所についてです。こちら、ちょっと小さくて恐縮なんですけど、赤字の所、赤の丸を打つところが補修が望ましいということで、すみません、お手持ちのそこには色が着いてないんで、あれなんですけど、前を見ていただきますと、赤のところが補修が望ましいといわれたところとなっております。

こちらが、その指摘を受けたところの写真です。シートが劣化によって破れてきてるところがあるというところなんです。一番気にしてるのは、これがめくれて、風とかでめくれ上がって、どっか飛んでってしまったたりとかっていうの気にしてますので、そういったことがないように補修テープを張って、飛んでいかないようにというふうな処置をしている。あとは、この串が抜けてるところがあったりするんで、そういったものを足したり、外れてるものを直したりというようなことをしております。

次のスライドになります。こちらが調整池について指摘を受けた項目になっております。調整池の落差工というところで、表面の排水を調整池にしてるんですけども、そこの出口のところの劣化という指摘が去年あったということで、そこについては補強のほうをしてるところです。そちらにつきましては、新たな問題は今のところ発生してないというところなんです。

こちらのほうで望ましいということで指摘を受けてますが、飲み口のところが枯れ草で閉塞してるということで、ちょっとその水の流れが悪くなってるというところを指摘受けまして、そちらのほうは適宜清掃し

てるというところでございます。

次のスライドに行きます。場所としましては、この洪水調整池の所というふうに、左下のところになっております。枯れ草が繁茂してる状況というのは、こちら、呑み口のこの真ん中のところ、網のところ枯れ草が付いて、ちょっと流れが悪くなってるということです。こちらのほうは撤去済みということです。また、今もまた枯れ草が繁茂してきてるというようなところがありますので、また随時撤去のほうしていきたいというふうに思います。

続きまして、その他の施設ということで指摘受けておりますのが、通信ケーブルの保護管が継ぎ目のところで外れていたというところでございます。ケーブル本体の損傷はなくて、保護管のほうはすぐにつなぎ直すという処置をしてございます。箇所としましては、この真ん中のちょっと上ぐらい、天端のところに保護管が外れてたということです。写真としましては、こちらになっておりまして、この黒いジャバラの管が外れてるということが見られました。一応ケーブル本体には特に損傷はなかったということでございます。

次のスライドに行きまして、こちら定点測量の結果の報告ということでございます。こちら毎年高さのほう測らせていただいているというものの内容になるんですけども、昨年11月6日に実施をさせていただいております。ちょっと小さくて恐縮なんですけども、かつこの値が計測を開始した令和2年度時点の測定値との比較ということになっております。また本日の後ほどの議事で、また安定化のプロセスのところでの説明もございしますが、値としましては、その令和2年度から言いますと、最大動いている箇所で2.3センチということになっております。値としては大きな数字の変動はなく、安定しているというふうに考えてございます。外部調査の評価としても沈下、隆起等の変動は認められないというふうに評価をいただいているというところです。また、法面の勾配についても測量しておりまして、こちらのほうにつきましても安定勾配以下を維持しているということで把握しております。全体としまして、この勾配であるとか、高さの関係であるとかっていうのは基本的には安定しているというふうに評価しておりまして、今後も引き続き経過を観察していきたいというふうに考えております。

こちら、次のスライドが詳しい数字ということ。ちょっと見にくいと思うんですけど、大変恐縮です。特に数字上は問題ないと考えております。

水処理の説明については、担当代わらせていただきます。

主査：はい。それでは、水処理施設の管理状況につきまして説明に移らせていただきます。

令和8年1月から3月というところでは、大きなトラブルもなく運転が

できたところでございます。これまで実施しておりませんでした、浸透水を貯留しております原水槽の内部清掃を、今見ていただいているスライドでございますけれども、2月16日と17日の2日にかけて実施をいたしまして、吸引車延べ4台で約29トンの汚泥を搬出させていただいて、きれいになった状態っていう形になっております。

水質の状況でございますけれども、1月からの3カ月間の処理水量としましては、日平均で約30m³というところで、少ない数字で動いているというところでございます。原水、処理水ともに計画処理水質の超過はなしという状況でございます、その際の調査結果につきましては、次のページに掲載させていただいております。

主要項目としまして、いつもお示しさせていただいております、SSとCODのグラフをこちら今出させてもらっているとここに記載させていただいております。原水のところについて、SSの上昇が最後ちょっと出てるところでございます。ただ、この赤線の計画処理水質を下回るところで推移しているというところでございます。

このSSの上昇に併せまして、お手元の書類は縦なので、ごめんなさい。見ていただきますと、SSの上昇に併せまして、ひ素の上昇も一定ちょっと見られておりました。これらにつきましては、試料採取を先ほど見ていただきました、この清掃の前にさせていただいておまして、蓄積してた汚泥をちょっとサンプリングの際に偶発的に巻き込んでしまったことが影響しているのではないかというふうに考えております。内部清掃後は計装機器で確認をしています、原水の濁度に関しまして改善がみられる状況でございます、引き続き安定した運転を続けてきたいというふうに考えております。

資料2につきましては、以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、赤坂さん。

住民：大変言いにくいんですが、この表が例えば5ページのとこの番号でも、私、これなんぼ見ても分からん。何番が書いた。ちょっと1つずつ番号教えてもらえませんか、そのこちら、5番の地図のほうで。表の番号、ここに、これの番号、これを。そして、これが何番ですちゅうの教えてもらえますか。ちょっとホームページも分かりにくいんで、ちょっとこれ何番ですって教えてもらえませんか、指差して。

主査：すいません。資料大変見にくくて。

住民：見にくい。

主査：すいませんが、どこでこれがあったというか、概要としまして、事象が、
こういう事象があったってことだけお伝えしたかったのです。

住民：じゃ、これ。

主査：詳しい場所までは、そこまで。

住民：何番がどこなんですか。1番から教えてください。

主査：写真のやつを説明すればよろしいですか。

住民：いやいや、違う。ここでいいです。これの、いや、違う。

主査：1番がどれかですか。

住民：どれか、指差して教えて。

主査：ここが1番です。

住民：それが1番か。

主査：これが1番。

住民：その下も1番。白いところ、違うか。

主査：そうです。これも1番なります。申し訳ないです。

住民：そういうことか。そやから分からん。

住民：カラーやったら見えるんですか。

主査：この1番が2つあって申し訳ないですけども、覆土のところで指摘があつ
たってことで、確かにこの表が、また大きくしたものを配らせていただき
ますので、すいませんが。

住民：今、分からないか。今。

主査：おっしゃるように、これもこれも1番です。

住民：いやいや、それ以外。

主査：ちょっと項目が違うということで。

住民：それ以外も教えてください。そこら。

主査：すいません。また、お時間もあれ、また大きくしたものお渡ししますので、この場で説明はちょっと省略させていただきます。

住民：分かりました。

主査：すいません。

司会：すいません。他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。はい、日吉が丘さん。

住民：あれ、カラーやったら見えるんですか。私も前、こういう資料の数字が見えなくて、ほれで、せっかく載せてくれはってもダウンロードしても見えなかったんですね。その時は、見えるようにちゃんと何か横に書くとか、何かしてくれって、この会議でもお願いしたんですけども、この白黒で来るのは、まあしゃあないなと思って、私も全体的にもう、皆ぼやけてて、見る気もなくなってしまうような資料なんですけども、あれに載った時は、ホームページに載った時はちゃんと見れるかなとは思ってるんですけどね。そういうところ、ちょっと確認の上、載せていただけたらなと、または配布していただけたらなと思いますけど。

主査：すみません。ぜひそのように修正させて、アップのほうはさせていただきます。

住民：修正で。

主査：分かりました。その辺にも注意して資料作り直して、ホームページへ載せさせていただきますし、またさせていただこうと思います。

司会：他、ご意見やご質問等ございませんでしょうか。ご質問、ご意見ございませんので、次の議題のほうに進めさせていただきます。

続きまして議事3、対策工事の有効性ですが、令和7年度第4回モニタリング調査結果および対策工事の有効性について説明いたします。

まず、令和7年度の第4回モニタリング調査結果について説明いたします。

主査：すいません。それでは、令和7年度の第4回のモニタリング調査結果についてご報告差し上げます。

まず、調査地点につきましては前回と同様、RDの処分場の周辺の地下水を中心として調査を実施しております。調査日は、令和8年の1月29日の1日で全て採水をさせていただいているところです。

早速結果でございますけれども、3ページ目、浸透水でございます。こちらのほう近年特に大きな変化はなく、基準以下という状況が続いているという結果でございました。

続きまして、4ページ目のほうが側面側の帯水層、Ks3層の地下水でございます。こちら前回同様、H26-S2(2)のほうで、ほう素が環境基準を超過し、基準の1.3倍というところでしたけれども、従来からの状況が継続しているところでございますので、ここはまた継続して注視、監視していく必要があるというふうに考えてございます。

5ページ目行かせていただきまして、5ページ目のほうが底面側の帯水層、Ks2層の上流側でございます。まずH24-7のひ素とH26-S2のひ素、こちらのほうの環境基準超過というのは今回も確認をされてございますけれども、これまでから説明しておりますとおり、自然由来というふうに考えておるところでございます。また、前回に引き続きではございますけれども、No. 1-1で鉛が環境基準を超過されて検出されたという状況でございます。こちらに関しましては、一番最後で説明させてもらおうというふうに思ってます。

6ページ目のほうがKs2層の下流側でございます。こちら、No. 3-1で、ひ素が今回も基準は超えておりますけれども、前回から0.009下がった数字という結果でございまして、少し落ち着いてきたところでございますけれども、今後も注視してまいりたいというふうに考えてございます。

次のページに行かせていただきまして、こちらのほうが洪水調整池、表流水でございます。こちらにつきましては、基準超過等はございませんでした。

8ページ目のほう、ちょっと文字が小さいというご指摘も先ほどいただいたところかなと思うんですけど、ちょっと小さくなって申し訳ございませんけれども、結果の一覧というところでございますので、また確認をしていただければと思いますけれども、先ほど申し上げました項目と、あとNo. 1-1の鉛以外に関しましては、基準超過の項目はなしという状況でございます。

続きまして、9ページ目が敷地境界のガス調査結果ということで、こちら地下水と同じ日でございます、1月29日に空気を採取してございますが、東西南北全てで硫化水素は不検出という状況が継続しているというところでございます。

最後に10ページ目でございます。No. 1-1における鉛の環境基準超過についてというところでございます。今回の調査では、前回からさらに鉛

の濃度上昇ってのが見られる状況でございました。その由来としましては、地質、または孔内に詰まっている重りという可能性があるというふうに考えているところでございます。

参考としまして、2024年1月に孔内撮影させていただきました詰まった重りの様子というのを示させていただいているのが右の図になります。左上のほうが鉛。これが全量の鉛ということになりますけれども、下のグラフのほうが溶存態ということで、実際水中に溶けている鉛というふうにご理解いただければと思いますけれども、これを見ていただきますと、水に溶けている鉛というのは0.005mg/L未満というところでございますので、ほぼほぼ大半が粒子状で存在しているという状況になりまして、地下水中に鉛がイオンとして溶け込んでいる量は多くないというふうに考えられてます。

鉛に関しましては、硫酸とか炭酸のイオンと結合して沈殿しやすいという性質を持つ金属でございますし、またpHが下がってきますと溶出していきやすいという特性もございます。右下のグラフでございますけれども、これを見ていただくと、pHと硫酸イオンと重炭酸イオンの推移を示してございます。今回、pHもちょっと前回と比較しまして0.1下がっており、硫酸イオンとかは、ちょっと原因分らないところでございますけれども、下がっているというところで、一定鉛が溶け出しやすい環境が続いているということも、濃度が上昇した要因の一つではないかも考えておるところでございます。

今年度は年1回各イオン種の分析頻度を年4回に増やすなどして、地下水質をさらに詳細に把握するような形の調査計画を立てさせていただいております。今後も、この状況が続くのかどうかという点も含めまして確認をして、今後ここをどうするか、当然撤去等も含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

資料3-1につきましては、以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、赤坂さん。

住民：この鉛の、最後のページですけれども、8年度でぐんと上がってると。それは硫酸イオン。けど、下がってますやん、この表では。上がってないのに、今、それを原因というような。あの折れ線グラフでは下がってますやん。下がってんのに、何で急に溶け出すのか。逆になってる思うんや。逆に思うんやけど。

主幹：今、ここでいうと重炭酸イオン、 HCO_3^- というところが濃度としては下がっていく、前回よりは下がっていったところは見て取れます。それによってpHも下がっているというところがございまして、そういう条件

下になると、鉛と炭酸イオン、重炭酸イオンと絡んで、鉛から溶出がしやすい状況になるというところとなっております。

住民：pHとしての下がってると。ここの場合は量じゃなくて、pHとしての下がりなんやね、表はね。

主幹：はい。

住民：そういうことや。だから、下がってきたから、下からようけ溶けていたと、そういうことやね。分かりました。

そしたら、もひとつ聞きたいんやけど、この重りの重さなり、大きさ分かりましたか。

主査：すいません。この写真見ていただくと、一応この口径が50センチから。

主幹：5センチ。

主査：ごめんなさい。5センチなんですけれども、大体4センチ。

三角すい状みたいな形のやつが落ちて、止まっているという形なんですんで、なんで、ほぼほぼその孔内を、ちょっと、5センチの孔内に4センチの重りみたいなんが詰まってるっていうような形になりますね。

住民：これの除去は考えておられるんですか。

主査：一定、ごめんなさい、この詰まった状況とか、撮影とかをさせていただいた際に、除去を何回か試みたところがございます、その時に、この井戸のつなぎ手。

主幹：井戸に重りをつないでるひもみたいなところもあるんですけど、それを切れてしまってるような状況なので、じゃ、それをどうやってつり上げていくか。それをどういう状況になってるかっての再度カメラ等で確認させていただいて、そのどういう対応ができるかどうかのをもう一度検討していきたいというふうに考えています。

住民：分かりました。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい。栗東ニューハイツさん。

住民：前も質問したと思うんですけど、素人の素朴な疑問なんですけども、

4ページと5ページと6ページの関係について教えていただきたいんです。素人としては、Ks3層のほう为上ですよ。Ks2層のほうの下ですよ。地下の深いところのほうの水がきれいだと思ってるんですよ、私は。このKs3層の4ページとKs2層①は確かにそういう形になってて、Ks2層①のほうの水がきれいですよね。ところが、Ks2層②になると、そうではないですよ。それはなぜですか。

主幹： すいません。お答えをさせていただきたいと思います。まず一応旧処分場由来というところで分かりやすい物質でいいますと、1,4-ジオキサンというところになると思うんですけれども、こちらでいうと、Ks3層ですね。ここで分かりやすいところというところになると、H24-2(2)というところになると思いますので、今、1,4-ジオキサンというところと不検出という状況になってると思います。24-4(2)についてはちょっと水枯れで、今回、分析結果を載せていただけていないところなんですけれども、平成24年度からずっと不検出が続いてるというような地点になっております。

そして、Ks2の②、特に下流側というところになってくると思うんですけれども、こちらのNo. 1についてはジオキサンが0.010、No. 3-1が不検出、H24-2は0.006と、H24-4は不検出というところで環境基準を下回って、低下傾向が続いてると。こちらでいうと、Ks3のH24-2(2)の値に近づきつつあるというところであると思います。

特におっしゃっていただいているところが、恐らく電気伝導度の話をおっしゃっていただいているのかなというところであると思うんです。それで、こちらにも電気伝導度については梶山先生等からアドバイスをいただきながら、これ、どういうふうに見ていったらいいのかというところ、ご相談これまでさせていただいてきたところです。先生がおっしゃられるところというところ、やはりその対策をした下流側ではなかなか電気伝導度下がらない事例があるというところがありまして、実際、その対策工事の効果というところと電気伝導度が下がりにくい理由については分けて考えて、電気伝導度というのは電気の流れやすさを示すという値で、やはり濃度とちょっと違う観点の指標というところになってまいります。

ですので、医療関係で、例えば所見で異常等を大体見て、詳しいところを血液検査で見ていくといった観点でいうと、電気伝導度で所見をさせていただいて、詳しいところは塩化物イオン等で見えていくというような形になってくると思われます。

その点で、こちらもいろいろ見ていってるところで言いますと、ちょっとお配りした資料にはないんで、スライドでお示しさせていただきたいと思うんですけれども、こちらでいいますと、一番上が1,4-ジオキサンでいうところでございます。

2つ目が一般項目でいうBODと。3つ目が、先ほどちょっと説明をさせていただいた電気伝導度の中で、なかなか、例えば硫酸イオンですと、酸ア

ルカリの反応によってイオンの種類が変わってまいります。そうすると、やはりイオンの形態が変わってしまうと電気の流れやすさというのは変わってしまうものですから、なかなかどういうイオンで見ていっていいのかというところは、先生とお話をさせていただくと、やはり反応しにくい塩化物イオンで見ていくのがいいんじゃないかというようなご助言をいただいたんで、実際、一番下のところで並べさせていただいてるのが塩化物イオンというところです。

今、塩化物イオンが今どういう状況になってるかといいますと、H24-2(2)でいうと、令和7年5月の最新の結果でいいますと、Ks3のほうで0.79という数字になっております。それに対して、No.1が1.8で、No.3-1が0.73で、H24-2が1.2、H24-4が0.39というところになっておりまして、ほぼKs3と同じような水準になってきているというところでございます。

ですので、電気の流れやすさに関わるイオンのうち変化しにくいイオンを見ていくと、確実に低下してると。Ks3と同じような水準に近づきつつあるというところでございます。

住民：ちょっと素人は付いていけなかったんだけど、要するに、このKs2層の②というのはKs3層に近づくんですか、今後。

主幹：近づいてくると思うんです。塩類濃度でいうと。

住民：端的に言ってもらいたいんだけど、なぜ深いところが汚れていて、上の所よりも汚いのかと。そして、それはなぜ上のところに近づくのかということについて教えていただけないか。

主幹：はい。端的に言いますと、対策工事、遮水をする前に地盤改良させていただいております。地盤改良する時に、こちらでいいますと三酸化硫黄を含む土壌改良剤を加えているというところがございます。その土壌改良剤が下の地下水層に入っていって、電気伝導度上げている状態が考えられまして、その影響で電気伝導度ちょっと下がりにくいというような状況ができているのかなというところで考えてるところでございます。

住民：じゃ、この状況は解消するのには、どのぐらいの時間を想定されてますか。

主幹：ここは、すいません、ほんとにモニタリングをしていくしかないというところで思っております。

住民：分かりました。

司会：赤坂自治会さん。すいません。お時間も押してますので、これで最後にさせていただきます。

住民：はい。いや、平成10年度とか、平成3年度の深掘りやね。大してきちっとした対策で埋められたというようには私は思っていないです。ほしたら、今でも浸透水がだんだんだんだんと下へ漏れてんのではないかという思いを持っています。だから、こういう結果が出てくんではないかと思ってる。思ってるだけです。それでいいです。

主幹：では、続きまして、資料3-2の説明に移らせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。

まず2ページ目のほうご覧いただきたいと思います。こちらで対策工事の有効性と旧処分場の安定化の考え方、この2つをまとめさせていただいております。実は、この2つにつきましては、「遮水の外部と内部というところで評価の考え方が違う」と梶山先生のほうからご意見をいただいております。このような整理を令和4年度等にさせていただいたところがございます。対策工事の構造物等の効果によって外部への影響を防止するのが実施計画の目標の達成であり、その後も支障等が再発しないことが対策工事の有効性というところで考えているところがございます。

そして、右側になるんですけれども、対策工事で導入したシステムを機能させて、すなわち維持管理を継続をして、遮水内部をゆっくり安定化させるというところが旧処分場の安定化というところでまとめさせていただいております。

そして、3ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらで、まず対策工事の内容をまとめているところなんですけれども、まず土壤環境基準を超過した廃棄物土やドラム缶などの有害物を掘削除去させていただきまして、汚染の負荷を軽減するとともに、地下水に拡散しないよう遮水をし、掘削箇所管理型処分場の構造を取り入れまして、集水した浸透水を連続して揚水することにより、硫化水素発生条件を改善し、外部への影響防止しているというところがございます。

よって、(2)のところになるんですけれども、有効性を確認するための評価指標としましては、1つ目が廃棄物の飛散流出防止、2つ目が地下水の汚染拡散防止、そして3つ目が硫化水素ガスの悪臭による支障が生ずるおそれの防止と、この3項目とさせていただいてるところでございます。

まず4ページ目のほうをご覧いただきたいと思います。指標の1つ目の廃棄物の飛散流出防止についてですが、評価方法につきましては、覆土や安定勾配の形状が維持されていることを点検により確認するとさせていただいております。現在の状況としましては、県のほうで日常点検、

週1回させていただいております。そして、専門的な観点から年1回定期点検をしていただきまして、その報告を基に直営また維持補修工事を発注させていただきまして、覆土等の機能を維持してるところでございます。

また毎年の定点測量と縦断測量を実施し、26度から29度の範囲の法面勾配ということを確認をさせていただきまして、問題はないかというところを確認をさせていただいてるところでございます。

そして、5ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、地下水の汚染拡散防止についてというところで、評価方法というところが5ページ目のまずアというところになります。まずKs2、Ks3層の帯水層、各評価地点における地下水質の年平均値が地下水環境基準に適合していることを確認すると。それが、旧処分場が原因でない項目は除くとさせていただいております。

ただ、先ほどの図でもありましたように、Ks3層のH26-S2(2)地点につきましては、遮水壁により、付近の過去の浸透水の影響が残っていると考えられる地下水の行き場が失われたというところございまして、遮水壁の内部にある地点の水位変動と関連性がないことを確認するとさせていただいております。

そこで、まずKs3層、側面から、浸透水が側面から流出していたKs3層の結果というところが6ページ目というところになっておりまして、まずはH24-2(2)地点というところについては、実施計画の目標達成後も引き続き低下傾向で、年平均値が地下水環境基準に適合しているというところございまして。そして、H24-4(2)地点につきましては、ちょっと先ほども申し上げましたが、平成24年度から不検出が継続している状況でございます。

そして、H26-S2(2)地点につきましては、遮水壁により過去の浸透水の影響が残る付近の地下水の行き場が失われておりまして、水質ではなく、降雨に対する遮水壁両側の水位変動の関連性から評価をさせていただくというところで、遮水壁両側の水位変動については7ページ目をご覧いただきたいと思うところでございます。

こちらにつきましては、内部が赤色になっております。すいません、先に7ページの下段、グラフの説明をまずさせていただきたいと思っております。

こちらには、降水量に対する遮水内外の水位変動グラフが記載されております。赤が遮水の内部で、紫色が外部の水位変動というところになります。そして、棒グラフのほうが日降水量を表しているところでございます。左の図は、特に令和6年度を拡大させていただいた図というところになっております。

まず赤色の遮水の内部の降水量に対する水位の変動につきましては、鋭敏に反応しているというところが見えていただけたと思います。そして、

紫色の遮水の外部につきましては、同様な降水量に対する水位変動が見られないということで、降水量に対する遮水両側の水位変動の関連性は確認はされていないというところで、もう1つ、遮水の外部、紫色につきましては、令和3年1月から3月にかけて井戸洗浄することにより水位低下をさせたというところがございます、その回復過程があるところなんですけれども、その赤の遮水内部については、降水量に反応した水位変動のみというところになっておりますので、遮水の外部と同様の水位変動の過程は見られないというところ、この2つのところから遮水壁は有効に働いてると考えるというところでまとめさせていただいております。

そして、8ページ目のほうが、浸透水が底面から流出していたKs2層というところになります。こちらが以下の4地点の結果というところなんですけれども、No. 3-1地点のことにつきましては、アドバイザーに確認した上で2度協議会でご説明をさせていただいたところなんですけれども、自然由来と考えられるというところのひ素であります、これは除きまして、引き続き低下傾向で、年平均値が地下水環境基準に適合してきているというような状況になってきております。

そして、指標3というところが9ページ目というところになりまして、こちら、硫化水素ガスの悪臭による支障のおそれの防止という点になってくるんですけれども、評価方法としましては、1つ目がガス拡散を抑える覆土や安定勾配の形状が維持されていることを点検により確認すると。そして、2つ目のところが硫化水素発生条件が改善され、浸透水が全体として流動している状態を維持するために浸透水揚水ピットから連続して揚水するというところ。そして、3つが、これらの結果として敷地境界で条例等に定める基準に適合していることを調査により確認するというところになってきます。

まず、1の状況についてというところなんですけれども、先ほどの廃棄物の飛散防止のところで日常の点検、定期の点検を実施しまして、維持補修をさせていただきながら覆土等の機能を維持しているというところでございます。

そして、2のところにつきましては、ちょうど10ページ目というところになってまいります。こちら、浸透水の揚水の状況について、ちょうど10ページ目の上の、右上の図のところになるんですけれども、こちらが浸透水揚水ピットの水位の経年変化というところになっております。こちらの図の中の最上部の横線というのが、地表面というところになっております。そして、最下部の黒横線がピットの底というところになっております。水位は、右端にちょっと色が付いてるところだと思うんですけれども、青線のポンプの稼働の開始位置から赤線のポンプの停止位置まで大体40センチメートルという範囲内、かつ低い状態で維持しているというところでございます。そういう状況というところなんですけれ

ども、実施計画の目標達成後も、引き続きポンプで揚水できるピットの下端の水位まで毎日水位を下げ切っておりまして、連続して揚水することにより、浸透水が全体として流動してる状態を維持しているというところでございます。

そして3点目につきましては、敷地境界4地点状況というところで、後ろの週1回、実施計画の目標達成後も引き続き不検出という状況と、あと、週1回、ガス検知器を持って県のほうで直営で硫化水素ガス濃度の監視をさせていただいてるところなんですけれども、こちら問題のないこと確認させていただいております、硫化水素ガスの悪臭による支障のおそれがないことを確認しているというところでございます。

そういうところで、最終的なまとめというところが、こちらでいうと11ページ目というところになりまして、指標の1から3のところから、外部の生活環境の影響が防止された状況が維持されてるところというところになっておりまして、支障等が除去された状態が維持してるというところでまとめさせていただいております。

実際、この対策工事、5年間のモニタリング結果をアドバイザーの先生方にも、科学的な考え方として間違いがないことをご意見をいただいておりますけれども、梶山先生のほうは、「処分場の廃止の基準からいえば、対策工事の効果は確認できると思う。あとは土地所有者の責任としての旧処分場の維持管理をしっかりして行って、安定化を進めていくという方向性でよい」というところと、樋口先生は梶山先生と同様の意見と、あとは「揚水ピットの水位をこれだけ低い状態で管理できるのであれば、安定化のほうでも説明されている有機物の分解についても改善が進んでいるんじゃないか」というところでいただいております、資料3-2の説明を終わらせていただきたいと思います。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。栗東ニューハイツさん。

住民：少し大きな質問というか、意見なんですけど、この資料3-2と資料4と資料の5-2の位置付けについてです。以前も申し上げましたけれども、公害というものはフロー公害とストック公害ってのがあるんだよね。つまり汚染されたものを止めるというのがフロー公害です。ストック公害ってのは、既に環境にあるものをどうするかってのがストック公害です。

そう考えると、資料3-2の対策工事の有効性についてはフロー公害の問題、それから、資料4と資料5-2はストック公害ですね。つまり処分場内と処分場外のストックをどう管理するかって問題ですね。そのトータルな認識があるかどうかの確認をしたいんですが、よろしいでしょうか。

主幹：そうですね。おっしゃったとおりフローについては、この資料3-2で遮

水工できちっと止められているかというのを確認してるというところになってると思います。そして、資料4のほうについては、遮水内部の安定化というところで、まだ掘削をしてない範囲というところ、土壌環境基準以下というところがございますけども廃棄物が残っておりますので、そこについては、きちっと安定化を見ていくという、ストックについて見ていくというところであると思いますし、というところです。

やはり資料5-2のところについては、既に流れていってる部分というところは一定みていくというところもございますので、調査していくというところになると思います。

住民：要するにお聞きしたいのは、この3つの部分において、滋賀県はしっかりと対策していますという言葉を書いたんですけど。

主幹：しっかり。

住民：室長、お言葉いただけませんか。部長でもいいですが。

室長：はい。ありがとうございます。今ご指摘いただいたとおり、フローとストックというので、今回、有効性の確認というところは、まさにフローが止められていると、遮水壁がしっかり効いてるというところの確認をこの5年間していたというところです。一定そこは効果があったんではないかというところなので、引き続きまして、その内部、モニタリング、それから水処理を、当然継続してやっていきます。そこはしっかり県としても対策を継続してまいりたいと考えてます。

住民：処分場出た後は。だから、資料5-2の問題ってのは、もう既に流れてしまったものをどうするかって問題で、それも前回の協議時に問題になりましたよね、地下水の。そこまでしっかり把握していくのかってことが僕聞きたいんですけど。

主幹：そこはしっかりモニタリングを継続していくというところで、させてもらいます。

司会：他にご質問、ご意見等ございましたら挙手お願いいたします。はい、日吉が丘さん。

住民：ちょっと私もよう分かってないんですけど、壁の外側の水質が依然として何か滞留してるから、まだ数値が落ちないみたいな話また書いてあるんですけど、いつになるんですかね、これ。

主幹：ここは、資料の。

住民：前からその話が、そういうことで、ここは数値が高いというふうに言われてたんですけども、ずっと待ってたけど、なかなか。

主幹：なかなかそこは下がらない、ちょうどこのページを見ていただきますと26-S2(2)の左側の方はKs3層がないような状態にありますし、本来は26-S2(2)からこちらで言うと左下側のほうに地下水が流れていたというところなんですけれども、ただ、こちらのほうは遮水をしてしまったということで、やっぱり行き止まりになっている状態。

ただ、そこは、引き続きここはモニタリング継続していきまして、排水基準超えてきていないかどうかというのもきちんと見ていくいうところ。そこは、モニタリング継続をしていくところでいいということも、アドバイザーの先生方からご助言をいただいているんで、そこはきちっとモニタリング自体は見ていくということになる。そこは、先ほどの資料の5ページ目のところでも示させていただいてるところかなと思います。

住民：すみません。よう分からなかったんですけど、取りあえず県が言わはることは、今、前からとその話は変わってなくて、待ってるけども、なかなか下がらんと。そういう話ですわね。

主幹：動きが鈍いという。

住民：他のその原因がどんなん、他のそういうことがあって、こうなるんじゃないかなということは特に考えてないということです。

主幹：今のところはモニタリングを続けるということです。

住民：はい。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい。それでは、ご質問、ご意見等ございませんので、次の議題に進めさせていただきます。

それでは議事4、遮水内部の安定化のプロセスについて説明させていただきます。

主幹：では、資料4のほうの旧処分場の安定化へのプロセスの状況ということで説明をさせていただきます。こちら、2ページ目から見ていただきたいと思います。こちら、資料4については、遮水内部に残る廃棄物土について、部分的に取り入れました管理型の処分場のシステムを機能させ

まして、安定化をさせていただいてるところでございます。

そして、アドバイザーの助言を踏まえまして、時間をかけて安定化をさせていただいてるところということで、よって資料4としては、安定化へのプロセスの状況についてご報告をさせていただくというところになりますので、まず4ページ目をご覧くださいと思います。

こちら、4ページ目というところで「安定化とは」と書かせていただいているんですけども、廃棄物が土中にとどまっている限り、外部に影響を与えない状態とされているところでございます。廃棄物土層内では、水や気体の移動による反応と環境条件の変化による化学反応、浸透した雨水への溶解・固相への収脱着といった化学反応、そして、微生物による有機物の分解の生物的反応といった、物理・化学・生物反応が相互に関連しながら安定化へのプロセスが進んでいくというところになります。その反応のアウトプットである、複数の指標から安定化へのプロセスを総合的に確認をするというところでさせていただいてるところです。こちらの旧処分場での安定化へのメカニズムというところが(3)で示させていただいてるところなんですけれども、掘削箇所管理型処分場の構造、集排水管や揚水ピット等を取り入れまして、浸透水を連続して揚水することで浸透水の流動性を改善し、遮水内部全体の洗い出しを機能させることで安定化を促進すると。さらには、浸透水の流動性が改善することによって、廃棄物に含まれる有機物の分解も促進されているというところでございます。

そして、そのプロセスをちょっと細かく書かせていただいているのが、ちょっと専門的になって申し訳ないんですけども、この化学・生物・物理反応をイメージさせていただいたのがこちらの図というところになります。まして、まず5ページ目については生物的反応について詳しく下で書かせていただいております。こちらの有機物につきましては、酸素を還元する微生物によりまず分解されていくと。そして二酸化炭素が発生するということになるんですけども、酸素が消費されてくると還元状態が進む。すると、今度は酸素を還元しない微生物によって有機物は段階的に低分子化され、最終的にはメタンと二酸化炭素が発生する。ただ、この分解の途中に硫酸塩等がある場合については、硫化水素が発生するというところになります。これがどんどん進んでくると有機物が少なくなってきた、ガスの発生が微弱になってくるというところになってまいります。

そして、化学的・物理的反応というところを6ページの下に持ってきてるところなんですけれども、雨水等の浸透とともに廃棄物土層内の無機物や有機物は溶解・溶脱して、層外へ浸出していると。この洗い出しが進むと、塩類等の濃度は変動していくと。こちらでいうと、強い雨が降った時には、塩類等新たに溶解・溶脱する場合があるというところで、この繰り返しをしながら濃度は増減しながら遮水内部は安定化していく

というところになってまいります。

そして、7ページ目をご覧くださいと思います。こちらが安定化へのプロセスを確認するための指標とさせていただいておりまして、遮水内部の廃棄物土の状況をこの洗い出された溶解・溶脱物が含まれる浸透水の水質から見ていくというところになります。そして、廃棄物土に含まれる有機物の分解の進行の状況を、生物分解性有機物の状況を浸透水の水質で見ていくと。そして、有機物の分解の過程を発生ガスの量と組成で見ていくと。そして、微生物の活性状況を内部温度で見ていくというところと、有機物が分解すると空隙が生じるということになりますので、地表面の変化で確認し、これらの指標で総合的に安定化のプロセスの状況を把握していくというところになってまいります。

まずは浸透水の水質について、9ページ目をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、調査結果につきまして、ここでいいますと令和3年2月以降の経年変化から安定化へのプロセスの状況を見ていくというところになっております。

まずは、右上側に考察をまとめさせていただいてるところなんですけれども、有機物の観点から、pHにつきましては、1行1列目で、工事完了後はpHが7.0というところで、生物分解性有機物、特に有機酸が発生するというところになりますと、酸性になってくるところがあるんですけれども、ただ、そういう影響は見られないというところで、有機物分解の状況、だいぶ落ち着いてきてるというところと、あとはBODにつきましては、1行2列目のところに示させていただいてるところなんですけれども、実際、令和7年度は1mg/L下回る時もございます、有機物が盛んに分解されて、分解生成物が洗い出される段階を過ぎてるところというところが見て取れるというところがございます。

続きまして、塩類につきましては、電気の流れやすさの指標を示すというところが電気伝導度というところなるんですけれども、1行4列目のところに縦軸が浸透水の揚水量、そして、経年変化グラフの電気伝導度というところになってまいります、ちょうど浸透水揚水ピットに集まってくる浸透水量が多い時期に値が変動してきていたというところなんですけれども、この浸透水量に応じて塩類とか洗い出されてきたのがちょうど令和4年度までというところなんですけれども、令和5年度からは定常横ばい状態で推移しておりまして、特に令和7年度は100mS/m程度で横ばい推移しているところで、洗い出しが定常的に作用してきているというようなところなんです。

そして、有害物質につきましては2行目というところになるんですけれども、工事前の環境基準を超過していた項目といたしますのが、ほう素とジオキサンというところなりますが、現在も低下傾向で、令和7年度は環境基準適合しているという状況でございます。工事完了後にカドミウムが継続して検出状況にはもうないというところもございまして、分

解されにくい無機物自体は薄く洗い出されてる状態がきてるのというところで見ているというところですよ。

この浸透水についてまとめさせていただいたのが、10ページ目というところで、これまでアドバイザーの先生方にも見ていただいている中では、値が増減しながら、この振幅幅が小さくなっていくのを見て取れるというところ、それがきれいに出てくるというところ、これが洗い出しですねということを令和6年に小野先生のほうからご意見をいただいているところでございます。実際、この浸透水量の多い時期に電気伝導度やCOD変動していたというところもございますので、浸透水量に応じて塩類等や有機物等が洗い出されてきたと。その振幅幅が減少し、定常的になりつつあるということなので、洗い出しは機能しているというところ、洗い出しによる安定化は進んでいるというところでございます。

そして、有機物の分解によって生成する発生ガスというところで見いただければと思います。

ちょうど既往の状況というところで、12ページ目をご覧くださいまして、特に平成11年の時は、メタンの濃度が40から60パーセントの箇所が2カ所あったり、60パーセント以上が3カ所というところ。硫化水素につきましては、30から50ppmところが3カ所と50ppm以上のところが3カ所。特に22,000ppm超えるところがあったというところでございます。

では、現状、どういう状況になっているかというところを見ていただきたいと思いますところなんですけれども、令和5年度から定期的に測定をしております、令和7年度というところは15ページ目のほう示させていただいております。測定地点としましては、処分場内7地点というところで、こちら覆土下、地表面から1メートル下というところで、アドバイザーの先生方から安定度を見るためには管の出口でというところ、ご意見をふまえていただいているところでございます。

そこで言いますと、まずはガス量については、こちら測定結果のガスの流速というところなんですけれども、令和7年度も全地点では確認ができなかったというところでございます。メタンにつきましては、既往の測定結果で最も高かったのが22-オ-1(2)地点と、こちらでいうと、左上の地点というところになるんですけれども、平成11年度が49パーセント、22年度が60パーセントというのが、令和7年度も引き続き0.1パーセント、11.9パーセント低下しているような状況でございます。

そして、有機物の分解過程を想定した場合というところがあるところなんですけれども、令和7年度も全7地点で、こちら、メタンを生成する微生物が減ってくるという状態が調査地点の右側のグラフの定常メタン生成期というところになるんですけれども、こちらの濃度の半分以下の水準になってきているというところと、うち5地点については1パーセント未満というところになってきておりますので、分解により有機物が少なくなり、ガスの生成が微弱になっているという安定化期に入っていると考え

られるところでございます。

そして、硫化水素につきましては、既往測定結果で濃度が高かったのは、こちら、地点でいうと中央一番下のH16-No.5地点というところになります。こちらにつきましては、平成11年度が22,000ppmと、22年度が20ppmで、これが令和7年度も引き続き0.0ppmというところで経過している状況でございます。

この状況まとめさせていただいたのが、16ページ目というところになるんですけども、アドバイザーの先生方のご意見で言いますと、左の3つ目のポツで言いますと、全地点でガス量がないので、現行の廃止基準からすると安定化期にあるという判断でいいと思うと、樋口先生から頂いているというところと、やはりガスについてはかなり複雑だというところで梶山先生からご意見をいただいているというところと、そういう状況もあるので、有機物の分解の状況は内部の温度と浸透水の水質も押さえながら判断するべきであるというところで小野先生からご意見をいただいているところでございます。

そういうところもございまして、今のところ、令和7年度も引き続き全地点でガス量が確認できないところ、有機物の分解過程におけるガスの組成の時間的推移で見えていても、ガスの生成というのは微弱になっているというところで、微生物による有機物の分解の進行状況は安定化期に入ってきているというところでまとめさせていただいております。

そして、安定化へのプロセスの状況の中で、もう1つ、内部温度というところを見ているところでございます。特にガスが高濃度で発生していたというところにつきましては、平成12年2月でいいましてもNo.5地点で50℃を超える地点があったというところと、平成18年3月でもやはり40、45℃を超えるところもあったというところなんですけれども、現在どういう状況になっているかというところ見ていただきますと、ちょうど21ページ目をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、見やすいように令和4年度の上に令和7年度のプロット重ねさせていただきまして、令和4年度は青色、令和7年度が黄色というところで描かせていただいております。点線で囲わせていただいているところなんですけれども、H24-4(2)地点というところで、こちら廃棄物の影響のない地点というところになります。こちら、内部温度分布を見ていただくと、地表面に近づくほど夏は温度が高くなって、冬になるほど地表面の温度は低くなると、形状としてはY字に収束するという形になっております。旧処分場内につきましては、この遮水の内部の7地点で、すいません、7地点じゃなくて11地点になるんですけども、こちらで見させていただいているところだと、H16-No.5地点以外はY時に収束して、15℃から25℃と周辺の砂質土層の内部温度とほぼ同程度になってきているというところ。あとは21ページ目の中央一番下のところに、H16-No.5地点の内部温度の分布を示させていただいているところ

なんですけれども、こちらでいうと、分布が右側にふくらんでいるというところが分かっていたかと思いますが。これは微生物による分解の影響の残りが見られていたというところなんですけれども、これにつきましても、令和4年度から最高温度の低下が継続をしております、令和5年度から30℃下回って28℃まで下がってきているというところで、ほぼほぼこの状況、次のページでまとめさせていただいているところなんですけれども、こちら、微生物による有機物の分解の進行状況自体は内部全体でも不活発となっているというところでまとめさせていただいてる状況でございます。

そして、最後の指標としましては地表面の変化というところで、24ページ目をご覧くださいと思います。

こちらに測量の15地点と右側に測量結果といたしまして、令和2年の標高とそれ以降の対前年度変位と併せまして、令和7年度の累積変位というところをまとめさせていただいているんですけれども、この結果まとめているところでいうと、工事完了後、各地点の標高の対前年度変位につきましては、ほぼプラスマイナス1センチメートル未満というところで、廃棄物学会のほうで提案されている安定化の目安の範囲内というところで、安定していると考えられるというところでまとめさせていただいております。

現在、浸透水の水質や内部温度の測定結果から、微生物の有機物分解の反応は不活発であるという状況を確認できておりますので、有機物の分解による沈下の影響はほぼないのではないかとこのところで確認させていただいております。

最後、全指標の総括というところで、27ページ目まとめさせていただいてるところなんですけれども、こちら遮水内部の廃棄物土の状況につきましては、浸透水の水質につきまして、揚水量の多い時期に値が一時的に変動していたというところなんですけれども、その振幅幅が減少し、洗い出しが定常的に起こりつつあるというところと、洗い出しによる安定化は進んでいると考えられますというところでございます。

有機物の分解につきましては、浸透水の水質から有機物が盛んに分解される段階は過ぎているというところ。そして、発生ガスについては全地点でガス量は確認されないというところと、内部温度につきましては、微生物の活動は内部全体で不活発であるというところです。

現在、浸透水の水質については、対策工事の掘削に伴う内部環境の変化の影響が見られたというところと、ガスの組成については、安定化期の推移を一定確認するため、もうしばらく状況を確認していきたいというふうに考えております。

安定化へのプロセスの状況については、以上でございます。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願い

いたします。はい、赤坂さん。

住民：確認だけなんですけども、24ページのこの廃棄物じゃない、標高のこれは低くなんのは分かるんですよ。中に高くなってるのは、これ、どういう意味かな。

主幹：高くなってる場所もあると思うんですけども、旧処分場で、例えばL1-1で令和3年度に1センチほど上がっているというところがあったと思うんですけども、ちょうどそこ対策工事中、土を仮置きさせていただいたというところもあって、それをどけることによってまた戻ったというところ。

住民：重しがなくなったということか。

主幹：重しがなくなった。ちょっと上がってくるという部分はあったのかなというところはございます。

住民：そんなことあんのか。

主幹：ただ。

住民：ちょっとこれ、そこらへん分からんから、何で上がんのかな思て、お聞きした。ちょっと理解しづらい。それだけ。確認だけ。

司会：他にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。栗東ニューハイツさん。

住民：安定化の完成とは何ですか。

主幹：ここで言うと、4ページに書かせていただいているところなんですけれども、廃棄物が土中にとどまっている限りにおいては外部に影響与えない状態というふうに考えております。

住民：その時には、遮水壁は撤去できますね。

主幹：影響を与えない状態にはなってくるという、もちろん、撤去は目指していくべきところかなというところはあるというところなんですけども、ただ、掘削、こちらで遮水壁というのは地中の土砂とセメントで壁をつくっているところもあるので、どうしても撤去しようとする、やはり周辺に影響与えてくるというところもあるので、なかなか技術的に難し

いところもあるのかなというところでございます。

住民：よく分からないね。

主幹：なかなか。

住民：よく分からないんだ。安定化したら、もう遮水壁要らないじゃん。その時には撤去したほうがいいよね。自然の野山に戻すんだから、そんな人工的なもんは必要ないじゃないか。

主幹：ただ、そこは。

住民：安定化が完成したら遮水壁なくなるんじゃないですか。

主幹：ただ、なかなか、やはり掘削をするというところになると、中で酸素と反応するということになるんで、周辺にも影響が与えていってしまう。

住民：私の家の2軒隣、今、家屋の解体工事やってるんだけど、家屋の解体工事普通にしますよ。外壁の工事はしますよ。それは安定化してるからですよ。安定化したら遮水壁要らないじゃないですか。矛盾してませんか。

主幹：いや、矛盾はしていないところだと思います。ただ、やはり掘削を、ちょっと先ほどの繰り返しになってしまうんですけども、掘削をすると、中に埋まってる廃棄物土に対して酸素が供給される。

住民：では、普通の宅地の外壁を外すってことはいけないんですか。

主幹：いや、そういうところではないと思います。ただ、やはりここは廃棄物を遮水壁で囲った状態で。

住民：でも、安定化は達成されてるんでしょう。

主幹：そうです。

住民：安定化は達成されたら、自然の土地じゃないですか。違いますか。それから、あなたは安定化達成されたってのは、もう廃棄物の問題はないんだというふうに定義できるんだというように言いましたよね。それだったら、遮水壁取ってもいいじゃないですか。

主幹：いや、やはりそこは遮水壁を解体するということになると、周辺、まだ埋まってる廃棄物土については、再び掘削をすることによって影響与えるということになるんで。遮水壁…。

住民：それは安定してないんじゃないの。

主幹：いや、そういうことでは。

住民：安定の定義をもう一回聞きますけど、安定の定義は何ですか。

主幹：廃棄物土が土中にとどまってる限り、外部に影響与えないというところですね。

住民：豊島の事件では、遮水壁撤去しましたよね。

主幹：そうですね。

住民：あれは安定化したから取れたわけですよね。この事案においては、安定化を目的としてるわけね。安定化の達成を目的にしてるわけですよね。それ達成したら、当然ながら遮水壁は撤去されると思うんだけど、違いますか。

主幹：そこは、全量撤去した豊島のほうは遮水を矢板でしているというところがございます。矢板の場合は、上から引き抜くというところは可能なんですけども、遮水壁については上から砕いて撤去するというところになってきてしまいますので、そういうところでいうと、廃棄物土を掘削してしまうと。そうすると、廃棄物土が土中にとどまって安定しているということにはなるんですけれども、ただ、その掘削によって酸素が行き渡ることによってまた反応が進んでしまうというところがあるので、そういうところでいうと安定化が保たれないと、崩れてしまうというところもあるので、遮水壁はそのままに、遮水壁は取るということは今後難しいというところで考えているところがございます。

住民：もう一度、安定化の定義を明確化してください。今日じゃなくてもいいから、この処分場の安定化とは何かについて滋賀県はどう考えるか、最終目標をどう考えるのか、その定義を明確にしてもらわないと困る。

主幹：そこは、アドバイザーの先生方からも「滋賀県としての目標をつくってはどうか」とおっしゃっていただいてるところなので、そこアドバイザーの先生方と丁寧にご助言いただきながら進めたいと思っております。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

住民：ちょっとよろしいか。

司会：はい、赤坂さん。

住民：今の続きみたいなんですけど、今おっしゃったのは、土木的なことで、土木的なことで問題が生じるという意味合いなのか、それとも、その動かすことによって化学反応というか、そういうようなことから不安があるということをおっしゃられるのか。それはどう理解したらよろしいんですか。

主幹：そうですね。土木的に取る技術に問題もございますし、取ろうとする時に、やはり周辺にまだ残っている廃棄物土に酸素が行き渡ることになるのです。

住民：混ぜてしまうということか。

主幹：そう。混ぜてしまうと。だから、反応してしまうと。施工する時は、上から地中にある土砂と上からセメントを入れ込んで遮水していく。ただ、取り除こうとすると、やはり上から砕いていくしかない。砕いていくと、砕いていく際に中で酸素が行き渡ってしまうんで、せっかく中で安定化していたところが、再び活性化してしまうというところがあります。そういうところでいうと、ちょっと安定化が保たれなくなってしまうところになりますので、そういう問題があるというところです。

住民：ありがとう。

司会：他、ご質問やご意見等ございませんでしょうか。はい。ご質問、ご意見等ございませんので、次に進めさせていただきます。

次は議事5に入るのですが、議事5に入る前に、ここで5分間休憩をいただきます。9時5分に議事を再開いたします。

（5分休憩）

司会：すいません。そろそろお時間になりましたので、再開させてもらってよろしいでしょうか。

それでは、お時間になりましたので、議事のほうを再開させていただきます。

はい。それでは議事5、その他になりますが、今回は対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等の見直しについて説明いたします。

主査：はい。では、資料5-1と5-2を用いまして、モニタリングの見直しに關しましてご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、資料5-1のほうが前回の協議会場で主に頂戴いたしましたご意見とそれに対する対応・考え方を表形式に整理させていただいたものになります。また、資料5-2のほうが、前回ご提示しておりました「有効性の確認後の周辺環境モニタリング等について（案）」というものを、この資料5-1に載せさせてもらいましたご意見等踏まえましてリバイスをしたものになっておりますので、資料5-1を見ながら5-2の変更点を中心に今回説明させていただこうというふうに考えております。

まず資料5-1のほうからでございますが、1番目、「No. 1-1において鉛が環境基準を超えて検出されたことを受けて、今後の確認方法やモニタリングへの反映はどのようにするのか」というご意見でございました。こちらにつきましては、「No. 1-1の管理は当然必要と考えており、各イオン種の測定は年4回に増やすなどの対応や周辺井戸の項目を見直し、継続監視を行う。これらの見直しについては、モニタリング案に落とし込んでいく」というふうに回答させていただきました。

これを受けまして、資料5-2でいいますと12ページでございます。12ページの調査地点としまして、No. 1-1が前回のモニタリング案ではなかったところなんですけれども、今回、鉛の状況踏まえまして追加をさせていただいたというところと、あと、別紙の2のほうですね。調査項目・頻度というのをお示しさせていただいてる一覧表になりますけれども、こちらのほうの米印が2つ付いているところでございますけれども、こちらのほうを今回の鉛が環境基準を超過して出ている関係で、追加をさせていただいているところでございます。主な場所としましては、H24-7のところのpHとかECのところとか、BODのところとか。

住民：ちょっとごめん。ページ数をもっかい言うてくれ。12ページ。

主査：5-2の資料でいいますと、地点図のところが12ページのところでございます。その下のところの調査地点のところNo. 1-1って増えてるってところと、あと、項目のところに関しましては、別紙の2というものになります。すいません。そちらのほうの米印が2つ付いているところなんで、見ていただきたいのは、H24-7のところのpHとかECのところですね。あと、No. 1のところで申し上げますと、No. 1のところは、全てのところに関しまして年4回で測るというところが増えてるというところですね。説明させていただいております各イオン種の分析というのも年4回させていただくというところで、塩化物イオン以下のところで項

目ってのを追加させていただいているというところでございます。

資料の5-1のほうに戻っていただきまして、2番目のところでございます。「測定回数を年1回に減らすものについて、複数回の測定を実施してほしい」というご意見を頂戴いたしました。前回の協議会の場では時間が足りず、持ち帰りにさせていただいたものになりますが、こちらにつきましては、地下水の達成状況が継続していることを目的としてモニタリングを実施することから、直近5年間で基準以下で低下傾向等の有害物質に該当する項目については、測定回数を年1回としても、土壤汚染対策法に規定される地下水の測定頻度等に照らし、十分厳しい水準で判断するということになるため、前回お示しをさせていただきました、モニタリング案のとおりそのままさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、3番目のところでございますけれども、「水位は上がるほど水圧がかかって、下流へ流れやすくなるので、平成3年の深掘りの穴のC1のところ、あと、平成10年の深掘りの穴のところ、そして揚水ピットでも水位を測定してほしい」というご意見を頂戴いたしました。前回の協議会の場では、こちら時間も足りず、持ち帰りさせていただいたものになりますが、こちらにつきましては、C1については、降雨や時季による水位変動の傾向等とともに、浸透水の流動性が改善された状態ってのが継続していることが確認しておりますけれども、深掘りされた地点であるということも一定考慮させていただきまして、ちょっと当面の間、県職員による年4回の水位測定を実施させていただければというふうに考えております。

また、揚水ピットの水位につきましては、施設の運転管理上必要であることから、運転管理の中で引き続き測定をさせていただきます。

あと、最後に平成10年の深掘りの穴の地点については、H22-オ-1(2)に関しましては、これまでどおり水位測定をさせていただきますけれども、その部分で一定補完可能かなというふうに考えられるところと、これまでから安全性を考慮しまして密閉してる地点であることから、改めて測定を開始するというのは困難であるというふうに考えております。

これらを踏まえまして、資料5-2の14ページのほうに行っていただきたいのですが、黒四角の4つ目のところでございます、のところにあるC1地点に関しまして測定をさせていただく旨というのを追記させていただいております。

15ページのほうに調査概要まとめさせていただいておりますけれども、No. 1-1の鉛の関係と、C1地点の水位調査を今回追加させていただいております。

主な修正点につきましては以上となりまして、最後、16ページでございますけれども、「今後の検討の流れ」というところでございます。前回の連絡協議会の場でも申し上げさせていただいたのかなというふうに

も思っておりますけれども、この協議会の場だけで意見が全てできるというものではないというふうに思っており、一部持ち帰っていただいて、またご検討いただくこともあろうかと思っております。その結果としましてご意見等また出てきましたら、できるだけ文書でちょっとお願いしたいなというところございまして、df0001@pref.shiga.lg.jpが私どものメールアドレスになりますので、こちらのほうにお知らせをいただければというふうに考えています。

また、今後のスケジュールでございまして、一応、多分前回お示しさせていただいたものと大きく変わりはないんですけれども、本日お示しさせていただいたものが、第2回目の意見交換等受けさせていただいて修正させていただいたモニタリングの見直しの最終案というふうに考えております。本日のご意見とか、また持ち帰りいただいて検討いただいた中で、出てきました追加のご意見等も踏まえまして、9月ごろの協議会の場で対策工事の有効性の確認とともに、このモニタリングの見直し内容を確定させていきたいというふうに考えております。

このようなスケジュール感で今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、このペースに合うような形でご意見等頂戴できればというふうに考えております。

資料5の関係につきましては、以上となります。

司会：ただ今の説明についてご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、赤坂さん。

住民：これ、モニタリング、最初の5-1の資料の3番ですけども、その右側の一番下のほう、平成10年度の深掘り穴の地点については、H22-オ-1(2)の測定結果で補完可能と考えられると書いてあるけど、この場所、だいぶ平成10年度の深掘りの地点と違いますよ。離れてますよ。これが、それでできますか。わしは違うと思うんですけどね。もっと内側に入ってると思う。

主幹：ただ、ちょっと若干内側ではあると思うんですけども、こちらでいうと22-オ-1(2)で一定把握可能なのかなというところで書かせていただいています。

住民：いやいや、だから可能という理由が分からへんね。離れてんのじゃないですか。言うてんねん。場所違うんじゃないですか。もっと平成10年度は内側だと思てんねんけど、これやった一番外側じゃないですか。それがもともと測れますか。そもそも平成10年度が深掘り穴是正やけども、やっぱり普通のところよりは低いわけです。それから、平成3年度の深掘り穴、あれだって低いわけです。そこはたまってる

思ってるんです、水がね、浸透水が。本来はあっこもボーリングして、本来は調べるべきや。

それと、もひとつは、そっから地下へ漏れてんのやないかという懸念を私は持ってるわけです。この場合は、はっきり言うて水位の関係だけですよね、今言っはんのはね。

主幹：そうです。水位。

住民：水位の関係にしたって、この地点は違うし、私はほんとは10年度、3年度は、はっきり言うてボーリングしてでも調べるべきやと思ってるし、だから、さっきニューハイツさんおっしゃったように、下のほうが汚染度が高いと。そら何でやというのは、やっぱここから漏れてんじゃないのかなという思いを私は持ってます。だから、ここら辺はもうちょっと検討すべきやないのかな。

主幹：さっきちょっとおっしゃった平成10年度の深掘りの関係については、平成17年3月の時に合同対策委員会のほうから申し入れをいただいております、その際も実際、平成10年に深掘りをした地点については、7地点ボーリングをさせていただいて、実際に粘性土で埋め戻されているということが一定確認できるというところで、地下、鉛直方向ではなくて、その側面から流出してる可能性が高いというような報告をいただいております、それも平成23年度から25年度にかけてのモニタリング調査でも確認させていただいたところかなというところで考えております。

住民：私見た時は廃棄物の深掘りはして、そして埋め戻しましたね。だけど、一部のところで廃棄物が見えてるところがあった。そこから漏れてんのではないかという。

主幹：そうですね。そこがちょうど側面というところなるんです。

住民：側面といえば側面。だけど、それは地下へ入るんじゃないですかという。

主幹：それがちょうどKs3のほうに行ってるんじゃないかというところが、この時の見解だというところで、申し入れには書かれてあるところなんですけども。

住民：で、その。

主幹：だから、その平成10年の深掘りのところに埋め戻された粘性土についても、保有水については埋め戻し土を浸透して、地下水、Ks2に流入する

ことはないだろうと考えられるというふうな形で報告いただいていて、どちらかというと、今おっしゃっていただいた隅に廃棄物が埋まっているところで側面から出ていってるんじゃないかというところで申し入れされているという内容確認させていただいております。

住民：それと、側面自体は簡単なシート引いただけなんですよね。それもきれいに引いたんやったらええけど、きれいには引いてなかったね。何か、あんなんで大丈夫なんかというような引き方やった。

主幹：だからこそ、その側面のところについては、浸透水がKs3層に行ってるので、二次対策で鉛直遮水壁で囲ったという形になってると。

住民：どうなんかな。あれ、何メートル、埋め戻したんか、ちょっと私も今記憶にないけれども、そのやり方が中途半端やったら当然下でも漏れてはるし、さっき言ったように横でも漏れてるし、そして平成3年度のほうは、それこそ何のあれもしてないし、対策もしてないということになってくるわね。どうなんかな。これと、ここに書いた文章とはちょっとずれ、外れてるけれど、のは分かってんねけんども、あのままでええのかってのは思いますけど、〇〇さん、何かありますか。

住民：私がお願いしたいのは、まず確認ですけど、県のNo.1、H24-2、これは年4回するということで4となっている。それと、H26-S2(2)も4ですよ。揚水ピットの、別紙の2ですかね。ですね。

住民：回数を確認してくれ。

主査：今、見ていただいているのは別紙。

住民：別紙の2。

主査：2ですね。見ていただいたら。書かせてもらっている。

住民：もうちょっと上かな。

主査：はい。

住民：ごめんなさい。その内容は、ほう素です。ほう素。ごめんなさい。ほう素。そこです。そこです。

主査：ほう素でいいますと、揚水ピットとかは年4回。H26-S2(2)も年4回で

ざいます。H24-2(2)は年1回で、No.1のところに关しましては年4回ですね。No.3-1は1回で、H24-2は4回。H24-4は1回と、あと、K-1のところに关しましては1回という形で。

住民：ただし、K-1は1回ということね。

主査：はい。

住民：そこも同じく4回にしたいんですよ。というのも、この県のNo.1とK-1、これ水質的にほとんど変わらないんですけどね、特にほう素なんか。どっちかという、K-1のほうが、ほう素がどんどん上がってきてるんですね。環境基準は超えてませんが、今、0.7ぐらいかな。

主幹：前回、回答はさせていただいてるところ。前回、前回の協議会で回答させていただいてるところなんですけれども、基本的には土地所有者としての責任に基づくモニタリングというところで、No.1、No.3-1、H24-2、24-4というところでさせていただいてたんですけれども、やはり下流に出て行っている影響、K-1でも見ていただきたいということで、年1回。

住民：K-1。

主幹：K-1で年1回。

住民：K-1。

主幹：1で年1回というところにさせていただいたというところで回答させていただいたというところでございます。

住民：そこを4回にしたいんですけど。

主幹：そこはアドバイザーの先生方にも確認をさせていただいていたところと言うと、基本。

住民：住民の意見は聞いていただけないんですか。

主幹：そこは敷地境界、前回、ちょっと回答させていただいてるところなんですけれども、下流で、旧処分場のフローの影響見ていくというところというと、敷地境界から順にというところなんですけれども、やはり最下流も重要だということお聞きしているところもあって、当初はなかったというところなんですけど、年1回は確実に見ていきますよというところで

追加させていただいた次第です。

住民：ぜひ4回にさせていただくようお願いします。終わります。

住民：それとですね、水位測定なんですが、これ、C1、要するに深掘り穴の、平成3年の深掘り穴で4回、県の方でやりますよということですね。その時に、平成10年の深掘り穴、これも一緒にやってほしいんですけど。

主幹：ただ、その点については、ここにも書かせていただいているんですけども、やはりここ、法面というところもあって、広場とか使われてるところもあって、ちょっとふたを開けるというところかというと、安全面。

住民：5年前かな。県の方2名と私、3名であそこ1回測ったことある。

主幹：そうですね。ただ、そこは工事中の時で。

住民：そういう危険性とか、そういうのはなかったし、あそこはちゃんとふたして鍵かけとけばいいし、その時、ふた開ければ済むことです。もちろん県の方が来てやりますんで、安全性は確保されるし、あの400の堅管は、そのための堅管なんです、設置する時にね。そういうために作りましょと、県の方が言って作ってくれた。親切な方でしたよ。ぜひ活用してほしい。

主幹：そこは水位の入れ替わり等、不安に思われてるところがあると思うので、そこは書かせていただいているとおり、22-オ-1(2)で確認していくというところで書かせていただいているところです。

住民：できないことではないし、別に安全性は確保できますし、ぜひ一緒にやってほしい。以上。この2点よろしくお願いします。

主幹：ご意見として承ります。

住民：住民の話も聞いてください。多分住民の話も聞いてやってまいしょうということだったと思います。よろしくお願いします。

司会：すいません。お時間わずかになってきましたが、他にご質問やご意見等ございませんでしょうか。それでは最後に赤坂さん、お願いいたします。

住民：けど、K-1ていうのは、やはり処分場外で一番下流域にあるわけですよ。

そういうところも安全を図るいう、これ一番大事なことやで。それが1回でいいというのは、これは問題ですよ。やはり私らが一番、ここは一番きれいにならないかんねん。最終的に、処分場内は、そら、もっとゆっくりでも何でもええ。ここが一番きれいにならな。ここのモニタリングが中途半端やったら、一番あかん。そやから、さっき言ったようにPFOSとか、そういうなんも測ってくれと。ここの場所ですやん。一番肝心なところ。ここが全部外へ出てしまう。琵琶湖に行っちゃう。そやから、ここはやっぱ要のところです。調べてください、4回。そこへほんまPFOSも追加してください。何やらでいろいろできんとか言うてんと、まず住民が心配してることに応えたらいいんですよ。それが一番ちゃいますか。

主幹：回数について、検討させていただきます。ただ、今、PFASについては、一番最初にお答えしたとおりというところなので、その分析方法の部分について引き続き課題に。

住民：それは単なる言い訳です。

主幹：言い訳。

住民：私らも調べますし、ほんと。

司会：最後は、栗東ニューハイツさん。

住民：はい。先ほど、私言ったとおりなんです。ストック公害てのは、処分場内と外があるんだ。外も処分場内と同じぐらいたくやなくちゃ意味ないんだよ。

主幹：ちょっと。

住民：そんなもん、K-1をやらないうてのは、処分場内を調べて、あと、フローを調べりゃいいっていうだけなんだ。私のさっきの質問はそういうことじゃなくて、しっかり外に出てしまった汚染物質の動態についても調べると、その覚悟があるかって質問したんだよ。その時にあるんでしよう。そしたら真摯に受け止めるべきですよ、今の意見は。

主幹：分かりました。

住民：隠す。僕らから私から見たら、隠すんですかってなるわけ。PFASにしたってしかり。全部おんなじ。環境省へどんどんどん情報を都道府県からあがっているんです。県のところだけが、PFASの50ナノグラムオー

バーしてませんと県は堂々と公表してるわ。全国は、それがどんどんどんどん、この奈良も京都も大阪もPFASで50以上なんてぼんぼんぼんぼん上がってる。滋賀県だけ何にもあらへん。ゼロですわそら事実そうだと思います、今まではね。いや、処分場から出てるPFASってのは全国でしたらベスト3。例えば沖縄の米軍の基地の跡とか、どっかの大手の工業団地の工業所から出てるPFASとか、その次に産廃処分場です。この3つ。まず、そやからRDやったら、いの一番に調べないかん。

去年、おとしですか、知事はじめ上級職の方は皆勉強してますわ、PFAS。よう知ってると思います。調べないかん。隠したらあかん。よろしくをお願いします。余分でした。

主幹：課題について、ちゃんと調査研究を続けていきたいと思います。

司会：すいません。ご質問いただいているところではございますが、お時間ももう9時半になりましたので、以上でご質問、ご意見等よろしかったでしょうか。

住民：私は、この問題、この前も県の方に来ていただいた。私は、この問題は絶対許せん。県のでっち上げです。私は、こんな品物渡してないね、県に。渡したのは、こういうペットボトルで、そしてラベルも剥げてて、ぱんぱんに膨れてて、そして中に浮遊物があって、底には何のたまりもない。そういうもん渡したんですよ。そんな全く違うもん渡したいう、でっち上げて。そして、それを、それをアーカイブに載せて、ね、2番で、そんなことやったんです。この問題は絶対許さん。私は渡した本人も言うてんね。この中に浮遊物があって、そして、ちょっとでも触っただけで全体に回る。そして、置いて静置させて1時間ほどしてやっと2層に分かれる。そういうような品もん渡した。これ何ですか。鉄分がほとんど、90パーセント以上は鉄分なんです。そして、重たい、重たい。ガス、どこにガスがたまっとん。私は、ぱんぱんや。ラベルが飛んでしもた。だから、わざわざこのお茶持ってきた。こんなアクエリアスの入れもん、こんな入れもんで渡して、入れて渡してない。こんなんやんのか、県が。

前も分析で揮発性のもんを乾燥させて、それもご丁寧に風乾して、そして、まだ105度で熱風乾燥もして、それから揮発性のも測った。そういうことやってて、そして、いや、あれは間違いでしたて県は認めた。今回、またこんなことやって、これは絶対に許せん。私は、この問題で引くことは絶対ない。私の威信にかけて、名誉にかけて、これから先も言い続ける。謝罪するまで、終わりです。だから、これに載せる時は十分に注意していただきたい、これが一番の考えだから。うそ述べたらあかん。あの時、皆さんには申し訳ない。謝らんなんから、私。

住民：何ページに載ってますの。

住民：県が説明した時ね。

住民：何ページに載ってますのか。

住民：私がね。

住民：それ、その間違いみたいなやつは何ページに載ってるんですか。

住民：はい。言います。58ページです。この写真のあれです。ほんで、この時に黒いドロツとした物の写真、そして、これが私が渡した物になってる、鉄分がほとんどのもん。そして、これは県がどっかで採取してきたもん。この2番です、問題は。私、そんなもん渡してない。こんな物渡してない。何にもたまりのない浮遊物しかないようなもんです。それをこんなんして、そして、ほとんど鉄分でしたと。そして、地点が一緒なんです、黒いドロツとしたもんが地点と。こんなもん採ってません。これだけは絶対許せん。そして、その件が説明あった時に、私は気付かんかった。全く違うもんやから、他の方が他の住民が納められたいうか、渡したもんやと誤解してしまった。これについては申し訳ない。

住民：これは、県はアーカイブから外してもらったほうが無難だと思いますね、基本的にね。

主幹：そうさせていただいています。

住民：合意できたものだけアーカイブへ残していただければと思います。

司会：はい。すいません。では、お時間のほうちょっと過ぎておりますので、議事は以上にさせていただきまして、事務局のほうから次回の日程についてお知らせいたします。次回の協議会の開催につきましては、9月の上中旬ごろを予定しております。

それでは、以上もちまして第57回の連絡協議会を閉会させていただきます。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。